恐竜店舗改修支援事業補助金

「恐竜といえば…**勝山**！」2023年夏、恐竜博物館がリニューアル！

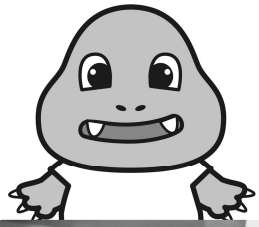

〔対 象 者〕

観光の産業化に資する業種を営み、市内を営業拠点とする個人、
又は市内に本店を有する法人

〔対象事業〕

既存商業施設の店舗全体を恐竜仕様とする改修等事業
（勝山市商業活性化アドバイザー及び商工会議所等の助言等を受けたもの）

〔補助対象経費〕

(1)恐竜をモチーフとした改修又は模様替の設計費及び工事費
(2)恐竜モニュメントの製作費、購入費及び設置費
(3)恐竜の意匠が施された備品（調度品）の製作費、購入費及び設置費
(4)恐竜のフィギュアや従業員の恐竜仕様の制服等の用品費
ただし、(1)は必ず実施し、(2)～(4)のうち2つ以上を実施すること。

〔補 助 金〕

補助対象経費の2分の1以内（上限300万円）で予算の範囲内　※ただし1,000円未満の端数は切り捨て

〔補助対象期間〕

交付決定日から令和6年3月31日まで

〔申請書に必要な書類〕

・交付申請書　・事業実施計画書　・費用が分かる資料（見積書等）

〔該当となる業種〕

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	各種商品小売業	その他の各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業
		その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品小売業
		鮮魚小売業
		酒小売業
		菓子・パン小売業
		その他の飲食料品小売業
宿泊業、飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン
		専門料理店
		そば・うどん店
		すし店
		喫茶店
		その他の飲食店

① 交付申請書の提出 ▶ 交付決定 ▶ ② 事業の実施 ▶ ③ 実績報告・請求 ▶ ④ 補助金の交付 ▶ ⑤ 経過報告書提出（5年間）

・事業計画書
・見積書

・収支決算書
・領収書（写）
・完成写真
・補助金請求書

【お問い合わせ・申請書等提出先】
勝山市商工文化課　TEL　0779-88-8105